

志免町 地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 気候変動適応計画

ともに考え ともに創ろう ゼロカーボンのまち しめ

概要版



令和 6（2024）年度～令和 12（2030）年度



志免町

1 計画策定の目的

異常気象や雪氷の融解、海面水位の上昇など様々な影響を引き起こす地球温暖化に対し、本町では、令和4（2022）年3月に町および職員が地球温暖化対策を率先して実行するための行動指針として、志免町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、「2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する」ことを目標として設定しました。

また、同年6月3日には、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティしめ」を宣言しました。

この度、脱炭素社会実現に向けた基本方針や具体的な目標を定めるとともに、気候変動による悪影響に対応するため、「志免町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」および「志免町気候変動適応計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として策定するものであり、上位計画である「志免町総合計画」を地球温暖化対策の側面から補完します。

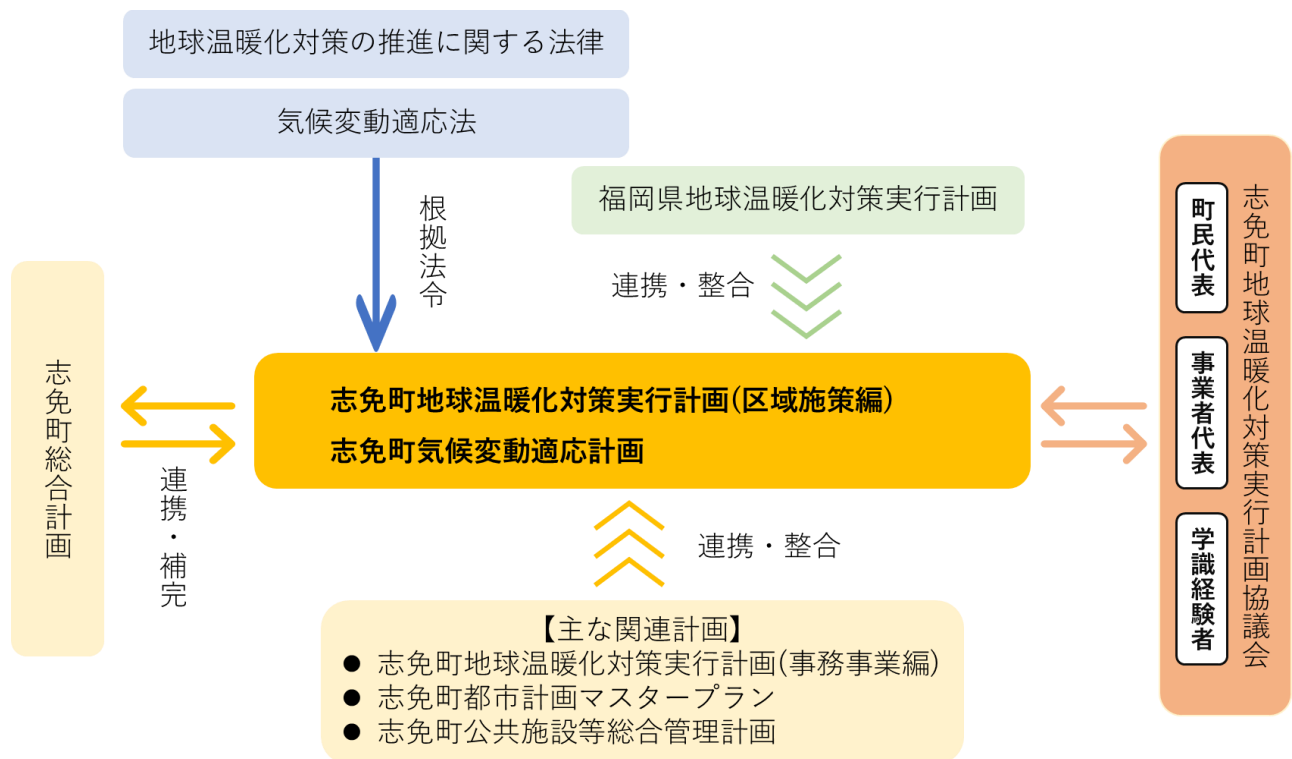


図1 計画の位置づけ

3 計画期間

本計画の期間は令和 6（2024）年度から令和 12（2030）年度までの 7 年間とします。基準年度は国の地球温暖化対策計画、福岡県地球温暖化対策実行計画を踏まえ、平成 25（2013）年度、目標年度は中期目標を令和 12（2030）年度、長期目標を令和 32（2050）年度とします。



図 2 計画期間

4 温室効果ガス排出量の現状と将来推計

本町の温室効果ガス排出量について、基準年度（平成 25（2013）年度）及び現況年度（令和 2（2022）年度）の推計、国や町が削減対策を行った場合（脱炭素シナリオ）の目標年度（令和 12（2030）年度、令和 32（2050）年度）における削減見込み量を算出しました。

省エネ活動や再生可能エネルギーの導入を国の施策と連動して推進することで、令和 12（2030）年度においては基準年度比で 46%、令和 32（2050）年度においては、100%の削減が見込まれます。

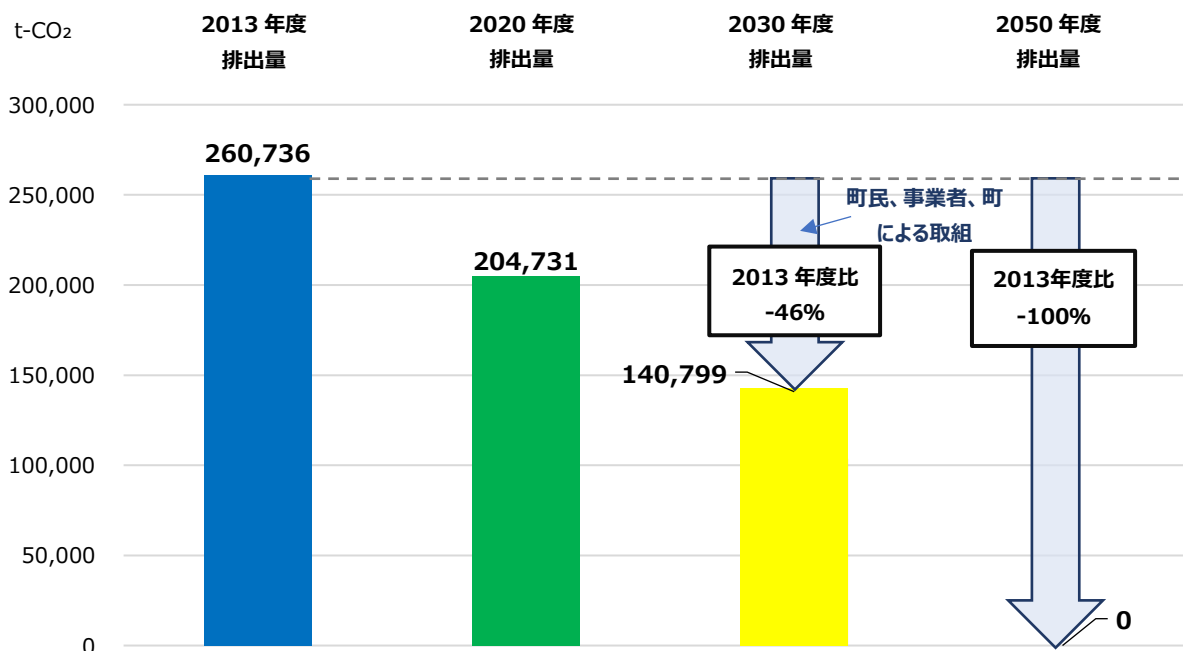


図 3 脱炭素シナリオにおける二酸化炭素排出量の推計結果

5 目指す将来像

町民、事業者、町が同じ方向に向かい取組を推進するため、「ともに考え ともに創ろう ゼロカーボンのまち しめ」を掲げました。

本計画の施策を連動的に推進し、各数値目標を達成することで、将来像の実現を目指すとともに、地域課題の同時解決を図り、SDGs の達成にも寄与します。

将来像

ともに考え ともに創ろう ゼロカーボンのまち しめ

6 計画の目標

目指す将来像の達成に向け、本町における温室効果ガス削減目標及び再生可能エネルギー導入目標を以下のとおり定めます。

温室効果ガス削減目標（中期目標）

令和 12（2030）年度の本町における二酸化炭素排出量について、
平成 25（2013）年度比で **46%**削減します。

平成 25（2013）年度 **260,736t-CO₂**→令和 12（2030）年度 **140,799t-CO₂**

温室効果ガス削減目標（長期目標）

令和 32（2050）年度までのできるだけ早期に
二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指します。

再生可能エネルギー導入目標

2030 年度導入目標（電気） : **7,719** MWh/年
2050 年度導入目標（電気） : **326,236** MWh/年
2050 年度導入目標（熱） : **1,162,180** GJ/年

7 施策の体系図

【貢献する SDGs】



【将来像】

ともに考え ともに創ろう ゼロカーボンのまち しめ

【基本方針】

- 1. 省エネルギー対策の推進
- 2. 再生可能エネルギーの普及拡大
- 3. 総合的な地球温暖化対策

【施策】

- 1.暮らしにおける省エネルギー対策
- 2.事業活動における省エネルギー対策
- 3.地域における省エネルギー対策
- 1.公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入
- 2.町内への再生可能エネルギー導入・活用推進
- 1.吸収源対策
- 2.ごみの減量化・資源化の促進
- 3.基盤的施策の推進
- 4.気候変動への適応

【町の具体的な取組】

- 住宅の省エネ促進/省エネ機器の導入促進/エネルギー消費量の見える化の促進/脱炭素型ライフスタイルへの移行促進
- 建築物の省エネ促進/省エネ設備の導入促進/エネルギー消費量の見える化の促進/省エネルギー型ビジネススタイルへの転換促進
- 公共交通等の利用促進/次世代自動車の導入促進/コンパクトな脱炭素型まちづくりの推進
- 太陽光発電設備、蓄電池等の導入拡大/再生可能エネルギー由来電力の導入
- 太陽光発電・蓄電池・太陽熱設備の導入促進/再生可能エネルギー由来電力への切り替え促進/他自治体との都市間連携の検討
- 緑化の推進/建築物の木材利用の推進
- 家庭ごみ・事業ごみの削減/食品ロス削減の推進/資源の有効活用促進/環境配慮型商品の普及促進
- 環境学習機会の提供・支援/他自治体との都市間連携の検討
- 水資源の対策/自然災害の対策/健康への影響対策/生活基盤における対策

8 町民の取組

基本方針 1 省エネルギー対策の推進

- 節電や節水を心がける。
- 冷暖房機器は適切な温度設定を行う。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 家庭エコ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直しなどを行う。
- 電化製品等を購入するときは、省エネルギー型のもので選択する。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、ZEV を選択する。

基本方針 2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 自動車を購入する際は、ZEV を選択する。

基本方針 3 総合的な地球温暖化対策

- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 新築住宅について、県産木材を利用する。
- 不要となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用するなど、4R 運動を実践する。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文するなど食品ロスの削減を心がける。
- 環境関係の講演会や講座、環境イベントに参加する。
- 自分の地域の洪水ハザードマップや防災拠点等を確認しておく。
- エアコンの使用や暑い日の行動抑制等、熱中症対策を行う。
- 節水を心がける。

9 事業者の取組

基本方針1 省エネルギー対策の推進

- 節電や節水について、社員へ周知を行う。
- クールビズ、ウォームビズを推進し、適切な冷暖房温度の設定を行う。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築に努める。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 機材や設備を購入するときは、省エネルギー型のものを選択する。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。
- 通勤や事業活動での移動の際は、できるだけ公共交通機関を利用する。

基本方針2 再生可能エネルギーの普及拡大

- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を導入する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 事業用自動車を購入する際は、ZEVを選択する。

基本方針3 総合的な地球温暖化対策

- 住宅設計、施工関係事業者は、県産木材の利用を積極的に検討する。
- 事業所、店舗等の新築、改築の際は、構造の木造化、県産木材の利用を検討する。
- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 自らが実施する地球温暖化対策について、その取組を広く周知し、町民や他の事業者への意識啓発につなげる。
- 職場において、地球温暖化をはじめとする環境問題に関心を持ち、行政が提供している環境学習教材などを利用した社員への環境教育を行う。
- 従業員の熱中症対策を行う。

概要版

ともに考え ともに創ろう ゼロカーボンのまち しめ

志免町 地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 気候変動適応計画

編集・発行 志免町生活安全課
〒811-2292
福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号
TEL 092-935-1001
発行 令和6（2024）年3月

この製品は、FSC®認証材、再生資源、
およびその他の管理原材料から作られています。